

# コージェネレーションシステムパッケージ契約定義書

東 日 本 ガ ス 株 式 会 社

平成29年 4月 1日実施

## 1. はじめに

コージェネレーションシステムパッケージ契約定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社ガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）に基づき、料金その他の供給条件を定めたものです。

## 2. 用語の定義

この定義書および需給契約において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) コージェネレーションシステムとは、ガスを熱源として電力と熱を発生させる機器をいいます。
- (2) 「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間あたりの最大の使用量をいいます。（小数点以下切捨て）
- (3) 「契約月別使用量」とは、契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (4) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (5) 「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの1年間において引取らなければならない使用量をいいます。
- (6) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (7) 「最大需要期」とは、12月使用分（12月検針日の翌日から1月検針日まで）から、3月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの4か月の期間をいいます。
- (8) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。（小数点以下切捨て）

契約月平均使用量

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約月平均使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}} \times 100$$

- (9) 「契約最大需要月使用量」とは、最大需要期における1か月間の使用量が最も多い月の契約で定める使用量をいいます。
- (10) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (11) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (12) 「単位料金」とは、別表もしくは小売約款に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (13) 「45メガジュール地区」とは、標準熱量45メガジュールのガスを供給する地区をいいます。

## 3. 適用条件

この定義書は、次のすべての条件を満たし、当社との協議が整った45メガジュール地区のお客さまに適用いたします。

- (1) コージェネレーションシステムを設置していること。
- (2) コージェネレーションシステムの定格発電出力（機器容量）が3kW以上であること。
- (3) 契約年間使用量が契約最大使用量の400倍（小数点以下切捨て）以上であること。
- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- (6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合は、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

#### 4. 契約の締結

- (1) お客さまは、この定義書に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの定義書に基づきガスの使用を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社はコージェネレーションシステムおよびその他の機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
  - ① 契約最大使用量
  - ② 契約最大需要月使用量
  - ③ 契約年間使用量
  - ④ 契約年間引取量
  - ⑤ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約に定めます。ただし、契約期間満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。
- (4) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金または遅收料金を、それぞれの定義書に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) この定義書をご選択いただいた場合、同一需要場所において他の定義書（付帯契約型の定義書を除きます）または小売約款に基づくガスの需給契約は締結できません。

#### 5. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。最大使用量は、原則として負荷計測器により算定いたします。（負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費はお客さま負担とします。）

ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における最大使用量を算定いたします。

#### 6. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「早收料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早收料金を、早收料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早收料金を3パーセント割り増ししたものを（以下「遅收料金」といいます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早收料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早收料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早收料金または遅收料金を算定いたします。
- (3) 使用者の都合により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は（2）に基づく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は（2）の従量料金に準じて算定いたします。
- (4) 当社は、次の場合には、早收料金適用期間内にお支払いがあったものとします。
  - ① 口座振替により料金のお支払いをいただいているお客様について、当社の都合により、料金を早收料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落としした場合。
  - ② 早收料金適用期間の翌日から起算して10日以内に支払われた場合。

- ③クレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後に当社に対する立替え払いがされた場合

## 7. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、最大使用量倍率未達補償料、年間負荷率未達補償料、契約年間引取量未達補償料、契約最大使用量超過補償料および契約最大需要月使用量超過補償料とし、当社は、当該補償料を、原則として、それぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。ただし、次の(1)、(2)および(5)が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

### (1) 最大使用量倍率未達補償料

お客さまの年間の実績使用量が、契約最大使用量の400倍未満（小数点以下切捨て）の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大使用量倍率未達補償料といたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{最大使用量倍率未達補償料} = \left\{ \left( \begin{array}{l} \text{契約最大} \\ \text{使用量の} \\ \text{400倍に} \\ \text{相当する年} \\ \text{間使用量} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right\} \times \left( \begin{array}{l} \text{ガス需給契約に定める契約} \\ \text{月別使用量に各月の単位料金を} \\ \text{乗じたものの合計額を契約} \\ \text{年間使用量で除し、小数点以下} \\ \text{第3位を四捨五入した額} \times 3 \end{array} \right)$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に小売約款を適用して算定される早収料金総額をこえない範囲で算定するものといたします。

### (2) 年間負荷率未達補償料

お客さまの実績年間負荷率〔（年間の1か月あたり平均実績使用量／最大需要期の1か月あたり平均実績使用量）×100をいいます。（小数点以下切捨て）〕が75パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{年間負荷率未達補償料} = \left\{ \left( \begin{array}{l} \text{負荷率75パーセン} \\ \text{トに相当する年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right\} \times \left( \begin{array}{l} \text{ガス需給契約に定める契約月} \\ \text{別使用量に各月の単位料金を} \\ \text{乗じたものの合計額を契約年} \\ \text{間使用量で除し、小数点以下} \\ \text{第3位を四捨五入した額} \times 3 \end{array} \right)$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に小売約款を適用して算定される早収料金総額をこえない

範囲で算定するものといたします。

(備 考)

負荷率 75 パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の 1 か月あたり平均実績使用量に 0.75 を乗じ、その量を 12 倍した量といたします。

### (3) 契約年間引取量未達補償料

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料といたします。

$$\begin{array}{l} \text{契約年間引取量} \\ \text{未 達 補 償 料} \end{array} = \left\{ \left[ \begin{array}{c} \text{契約年間} \\ \text{引 取 量} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使 用 量} \end{array} \right] \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{ガス需給契約に定める契約月別} \\ \text{使用量に各月の単位料金を乗じた} \\ \text{ものの合計額を契約年間使用量で} \\ \text{除し、小数点以下第3位を四捨五入} \\ \text{した額} \end{array} \right\}$$

### (4) 契約最大使用量超過補償料

最大需要期において最大の 1 時間あたりの使用量が契約最大使用量の 105 パーセントに相当する量 (小数点以下切上げ) をこえた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過補償料といたします。

$$\begin{array}{l} \text{契約最大使用量} \\ \text{超 過 補 償 料} \end{array} = \left\{ \left[ \begin{array}{c} \text{最大の1時間} \\ \text{あたりの使用量} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{契約最大} \\ \text{使用量} \\ \times 1.05 \end{array} \right] \right\} \times \left\{ \left[ \begin{array}{c} \text{流量基本料金} \\ \text{相当単価} \\ \times 1.1 \end{array} \right] \times 12 \right\}$$

ただし、需給契約に定める現契約期間中に契約最大使用量超過補償料を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過補償料といたします。

### (5) 契約最大需要月使用量超過補償料

最大需要期のいずれかの月において使用量の実績が契約最大需要月使用量の 105 パーセントに相当する量 (小数点以下切上げ) をこえた場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大需要月使用量超過補償料といたします。

$$\begin{array}{l} \text{契約最大需要月} \\ \text{使 用 量} \\ \text{超 過 補 償 料} \end{array} = \left\{ \left[ \begin{array}{c} \text{その月の} \\ \text{使用量} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{契約最大需要} \\ \text{月 使 用 量} \\ \times 1.05 \end{array} \right] \right\} \times \left\{ \left[ \begin{array}{c} \text{最大需要月基本} \\ \text{料金相当単価} \\ \times 1.1 \end{array} \right] \times 12 \right\}$$

ただし、需給契約に定める現契約期間中に契約最大需要月使用量超過補償料を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約最大需要月使用量超過補償料といたします。

## 8. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、またはこの定義書が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（3の適用条件を満たさなくなった場合及び7の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

## 9. 契約の変更または解約に伴う契約最大使用量超過補償料または契約最大需要月使用量超過補償料の精算

契約期間中において契約の変更または解約が生じた場合であって変更月または解約月以前に契約最大使用量超過補償料または契約最大需要月使用量超過補償料を申し受け、もしくは申し受けることが確定している場合には、各補償料算定式のうち「12」とあるのを「契約月から解約月までの月数」として各補償料を算定しなおして精算いたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

ただし、8(1)の規定による契約の変更または解約であって当社がやむをえないと判断した場合以外、または8(2)の規定による契約の解約であってお客さまの契約違反のみによる場合には、契約最大使用量超過補償料または契約最大需要月使用量超過補償料の精算を行いません。

## 10. 契約の解約に伴う契約中途解約補償料

契約期間中において生じた契約の解約が、8(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、または8(2)の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解約補償料を申し受けます。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

- (1) 新たにこの定義書に基づいて契約を締結しない場合には、当社は契約解約月に、次の算式によって算定される契約中途解約補償料を申し受けます。なお、新たに他の定義書に基づいて契約を締結する場合には、10(2)の定めによるものとします。

$$\text{契約中途解約補償料} = \frac{\text{解約日の翌月から}}{\text{契約終了月までの残存月数}} \times \text{基本料金相当額}$$

- (2) 新たにこの定義書に基づいて契約を締結する場合であって、契約の解約日の翌日から契約最大使用量または契約最大需要月使用量をそれまでの契約量より減少する新たな契約を締結する場合には、当社は契約解約月に、次の算式によって算定される契約中途解約補償料を加えたものを申し受けます。

$$\text{契約中途解約補償料} = \left\{ \left[ \begin{array}{l} \text{前契約の1か月} \\ \text{あたりの基本} \\ \text{料金相当額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{新契約の1か月} \\ \text{あたりの基本} \\ \text{料金相当額} \end{array} \right] \right\} \times \left[ \begin{array}{l} \text{解約日の翌月から} \\ \text{前契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right]$$

### 1.1. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解約するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

### 1.2. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、7の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

#### (1) 定額基本料金割引額

$$= \frac{\text{定額基本料金}}{\text{}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

#### (2) 流量基本料金割引額

$$= \frac{\text{流量基本料金単価}}{\text{}} \times \frac{\text{契約最大使用量}}{\text{}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

#### (3) 最大需要月基本料金割引額

$$= \frac{\text{最大需要月基本料金単価}}{\text{}} \times \frac{\text{契約最大需要月使用量}}{\text{}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

### 1.3. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

## 付則

### 1. 実施の期日

この定義書は平成29年4月1日から実施いたします。

### 2. 旧選択約款に基づくガス使用契約

コージェネレーションシステムパッケージ契約選択約款に基づくガス使用契約は、1の実施期日から、コージェネレーションシステムパッケージ契約定義書に変更となります。

(別表)

1. 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計額の端数の金額を切り捨てたものといたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金と最大需要月基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額、最大需要月基本料金は最大需要月基本料金単価に契約最大需要月使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または小売約款の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 別表の1(1)から別表の1(3)の定めを算式に表すと下記のとおりです。

早収料金

$$\begin{aligned} &= \text{定額基本料金} \\ &\quad + \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大使用量} \\ &\quad + \text{最大需要月基本料金単価} \times \text{契約最大需要月使用量} \\ &\quad + \text{単位料金} \times \text{使用量} \end{aligned}$$

- (5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。

(1円未満の端数切り捨て)

- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額 = 早収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額 = 遅収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

2. 料金表 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 定額基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	19,440.00円
-------------------	------------

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	632.88円
------------	---------

(3) 最大需要月基本料金単価

1立方メートルにつき	3.31円
------------	-------

(4) 基準単位料金

1立方メートルにつき	87.57円
------------	--------

(5) 調整単位料金

別表の2料金表(4)の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。